

## 所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和2年11月 9日

青森地方法務局八戸支局 登記官 葛西 広満

記

意見又は資料の提出先 青森地方法務局八戸支局登記部門

手 続 番 号	表 題 部 所 有 者 不 明 土 地 に 係 る 所 在 事 項	地 目	地 積 ( m <sup>2</sup> )
4204-2020-0001	八戸市河原木2-11	宅 地	10.94
4204-2020-0002	八戸市河原木7-19	宅 地	8.96
4204-2020-0003	八戸市江陽二丁目18-31	畑	112